

(2016) 年度予算に所要の経費を計上するとともに、関係する法案を平成28年通常国会に提出した。
○平成28年5月には、「ニッポン一億総活躍プラン」を取りまとめることとしている。

第2章 全ての子供・若者の健やかな育成

第1節 自己形成のための支援

1 日常生活能力の習得

(1) 基本的な生活習慣の形成

(学校教育における取組)

○平成20(2008)年と21(2009)年に改訂された学習指導要領(以下「現行学習指導要領」という。)では、特に小学校低学年において、挨拶などの基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことに関する指導を重視するなど、道徳教育の充実を図っている。

○教育再生実行会議の第一次提言などを踏まえ、平成27(2015)年3月27日に、平成30(2018)年度から小学校、平成31(2019)年度から中学校において道徳を「特別の教科」に位置付けるための学習指導要領の一部改正などを行い、平成27年4月からは移行措置として、改正後の学習指導要領の全部又は一部について実施可能となっている。

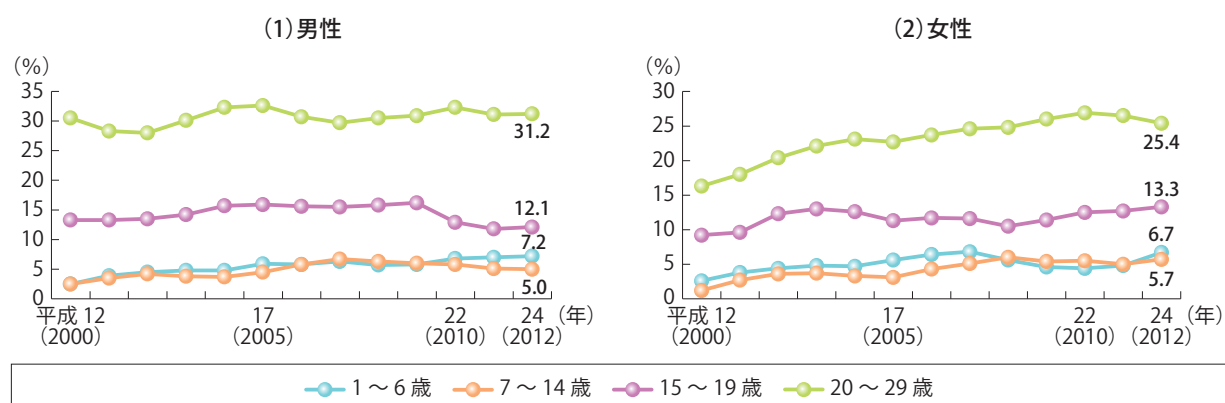
(社会全体で取り組む子供の生活習慣づくり)

○文部科学省は、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。平成27年度は、家庭と学校、地域の連携による中高生を中心とした子供の生活習慣改善のための実証研究として、新たに「中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業」を実施し、地域における先進的な取組を支援し、その効果を検証・分析した上で、広く周知することで、効果的かつ実践的な生活習慣改善の取組を全国に推進している。

(食育活動の推進)

◇20代の朝食欠食率が特に高い数値で推移している。

図表10 朝食の欠食率



(出典) 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

(注) 欠食とは、次の3つの合計である。

①食事をしなかった場合、②錠剤などによる栄養素の補給、栄養ドリンクのみの場合、③菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合

○平成27(2015)年度は、「第2次食育推進基本計画」(平成23年3月31日食育推進会議決定)に基づき、朝食を欠食する国民の割合の減少を目標として掲げながら、子供や若者の食育の推進に取り組んできた。

○新たに作成した平成28（2016）年度からの5か年計画である「第3次食育推進基本計画」（平成28年3月18日食育推進会議決定）においては、従来の取組を継続しつつ、食育に関する知識、意識、実践について課題が多い若い世代を中心とした食育の推進を重点課題の一つとし、「栄養バランスに配慮した食生活を実践する若い世代の割合の増加」等、若い世代に関する目標も新たに設けて、子供や若者の食育の推進に一層取り組むこととした。

○文部科学省は、食に関する指導を行う栄養教諭の配置を促進している。

○厚生労働省は、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報の提供を推進している。

○農林水産省は、ごはんを中心に多様な副食を組み合わせ栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を促進するとともに、食や農林水産業への理解を深めるための教育ファームの実施などの食育を推進している。

○内閣府食品安全委員会は、ホームページで子供向けの食品安全に関する情報をイラストを用いて分かりやすく解説するとともに、小学校5・6年生とその保護者を対象とし、食の安全について楽しく学び、理解を深めてもらう「ジュニア食品安全委員会」を開催している。

(2) 規範意識等の育成

○学校教育では、学校の教育活動全体を通じて、誰に対しても思いやりの心を持つことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすることに関する指導が行われている。また、伝え合う力の育成を重視し、発表・討論を積極的に取り入れた学習活動が行われている。

○青少年教育施設では、社会性や協調性を育むため、自然体験や集団宿泊体験といった様々な体験活動の機会と場が提供されている。

○警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。

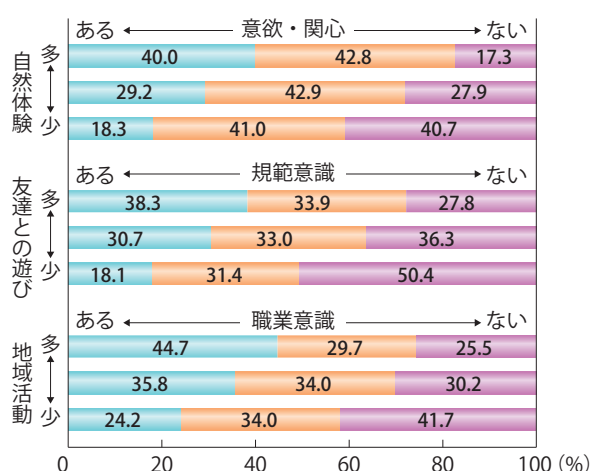
○総務省は、子供のメディアリテラシーを向上させるための教材の開発・貸出しや、教員を対象とした授業実践パッケージの提供を行っている。

(3) 体験活動の推進

◇子供の頃に自然体験や地域活動を多く経験した人の方が、大人になってから、意欲・関心や職業意識が高いことがうかがえる。

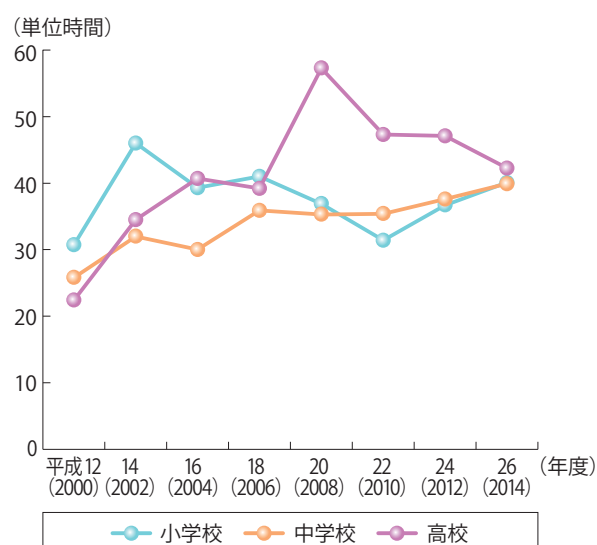
◇学校以外の団体が行う自然体験活動への参加率は減少傾向にある。

図表11 子供の頃の体験と大人になってからの意欲・関心等との関係



（出典）独立行政法人国立青少年教育振興機構（2011）「子どもの体験活動の実態に関する調査研究（平成22年度調査）」

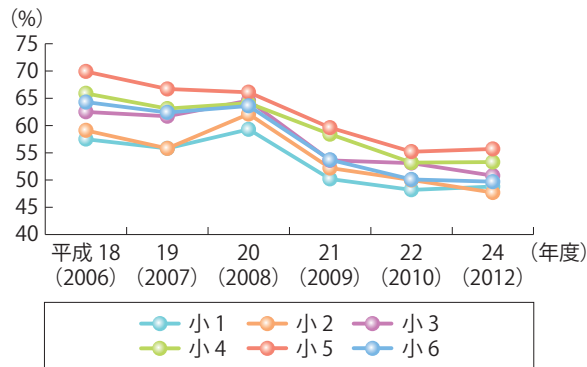
図表12 学校における体験活動の実施時間数



（出典）文部科学省調べ

（注）小学校は5年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均（45分を1単位時間）、中学校・高校は2年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均（50分を1単位時間）。

図表 13 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率



(出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構 (2014)「青少年の体験活動に関する実態調査 (平成 24 年度調査)」
(注) 平成 23 年度は調査が実施されていない。

○文部科学省は、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進するとともに、体験活動を推進する企業の表彰に取り組んでいる。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年団体と連携して、「体験の風をおこそう」運動を推進している。

(4) 読書活動の推進

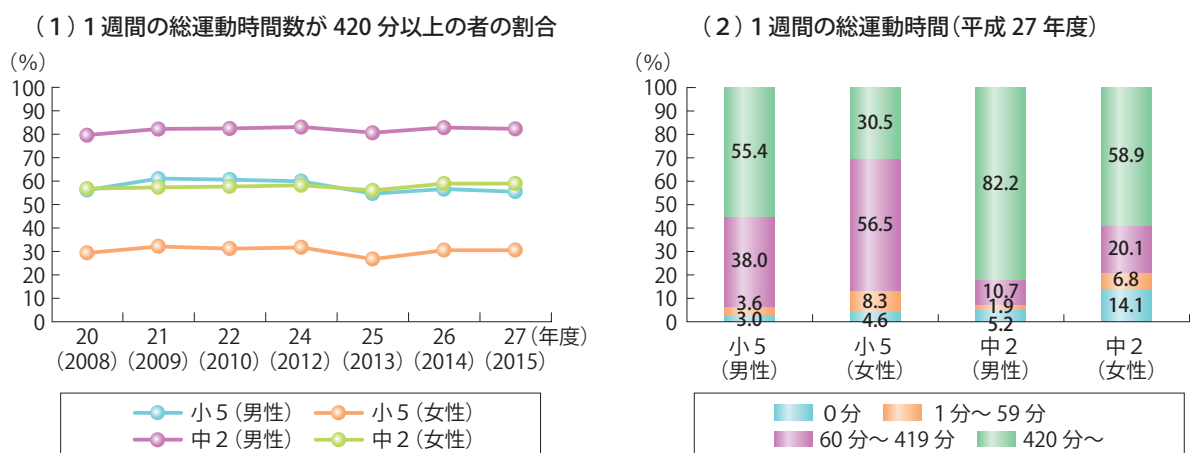
○文部科学省は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平 13 法 154) 及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (第 3 次)」(平成 25 年 5 月閣議決定) に基づき、子供の読書活動を推進している。

○文部科学省は、図書館等の施設が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう、環境整備を推進している。

(5) 体力の向上

◇小学 5 年生女子の 1 割強、中学 2 年生女子の約 2 割が 1 週間ほとんど運動をしていない。

図表 14 1 週間の総運動時間 (小学校 5 年生、中学校 2 年生)



(出典) 文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(注) 1. 平成 23 年度は調査を実施していない。

2. ふだんの 1 週間について「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動 (体を動かす遊びを含む) やスポーツを、合計で 1 日おおよそ何分くらいしているか」に対する各曜日の回答の合計。なお、平成 24 年度以前は、平日の運動時間・運動日数、ひと月あたりの土・日の運動日数を基に算出。

(地域社会での体力向上の取組の推進)

○スポーツ庁は、子供の体力向上に向けた総合的な施策を推進しており、学校や地域における体力向

上に向けた取組を推進している。平成25（2013）年度からは、学校や家庭、スポーツ団体といった地域社会全体が連携して行う子供の体力向上に向けた取組の定着を図るモデル事業を実施してきた。

（学校における体育・運動部活動の振興）

○スポーツ庁は、中学校で必修とされている「武道」において、外部指導者の活用などによる安全かつ円滑な実施を推進するとともに、運動部活動指導の充実を図っている。平成27（2015）年度は、体育を担当する教員の資質向上や指導力の強化などにより、体育における武道を含めた領域の指導の充実を図る取組等を行った。

（6）生涯学習への対応

（高等教育機関における学修機会の充実に関する取組）

○独立行政法人日本学生支援機構は、平成26（2014）年度から、若者の学び直しを支援するため、奨学金制度の弾力的運用（同学種間での再貸与の制限の緩和）を行っている。

（学習した成果の適切な評価）

○文部科学省は、民間教育事業者などが行う各種検定試験の質の確保や向上を図っている。

（女性の生涯学習）

○文部科学省は、平成27（2015）年度より、一旦離職した地域の女性人材を対象に、学びを通じた社会参画を促進するため、地域にある関係機関、大学、男女共同参画センター等によるネットワークの形成とその取組の在り方を検討し、全国へ向けた普及を進めている。

（男女共同参画のための生涯学習）

○文部科学省は、平成28（2016）年度より、高校生が進路選択に当たって進学・就職だけではなく結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえた生活の在り方についても総合的に考えることができるよう、若者のライフプランニングを支援する教材と指導の手引の作成に取り組んでいく。

2 学力の向上

（1）知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立

○文部科学省は、現行学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向け、教職員定数の改善や新たに必要となる補助教材の作成・配布、理科教育設備の整備支援、理数教育や外国語教育その他の各教科や活動の充実を支援している。平成28（2016）年度には、

- ・全国学力・学習状況調査による子供の学力や学習状況の把握・分析
- ・小学校・中学校等における理科の観察・実験活動の充実を図るため、観察実験アシスタントの配置支援や、「理科教育振興法」(昭28法186)に基づいた理科教育設備整備補助
- ・地域の人材・企業などの協力による、全ての子供たちの土曜日の教育活動の充実などを行う。

（2）基礎学力の保障等

○文部科学省は、習熟度別少人数指導、ティーム・ティーチング、小学校の専科指導など指導方法の工夫・改善を行う学校や、特別な配慮が必要な学校などに対し、教職員の加配定数を措置している。

（3）高校教育の質の保証

○文部科学省は、学習指導要領の改訂や各学校における学校評価の取組の推進などの多様な施策を実施している。

（4）学校教育の情報化の推進

○文部科学省と総務省は連携して、平成26（2014）年度から、実証3地域12校において、クラウドなどの最先端技術を活用した新たな連携事業に取り組んでいる。

3 大学教育等の充実

(1) 大学教育の充実

(教育機能の充実)

○文部科学省は、個性・特色ある優れた取組に対し、新たな教育改革の方向性に合致した先進的な取組を支援する「大学教育再生加速プログラム」を始めとする財政支援や情報発信を行っている。

(教育研究の質の維持・向上)

○全ての国公私立大学が文部科学大臣から認証された評価機関による定期的な評価を受ける認証評価制度により、恒常的に大学の教育研究の質の維持・向上を図っている。

(高度な大学教育の充実)

○文部科学省は、産・学・官の参画を得つつ専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する「博士課程教育リーディングプログラム」事業を実施し、大学院教育の抜本的改革を支援している。

(学修支援サービス)

○文部科学省は、多様化した学生の学修活動を支援する各大学の取組に関する調査の結果を発信することで、大学の取組を促進している。

(2) 専修学校教育の充実

○文部科学省は、専修学校教育の振興を図るため、以下のような取組を行っている。

- ・より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」制度
- ・専修学校を始めとした教育機関が産業界等と協働し、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行う「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業

第2節 子供・若者の健康と安心安全の確保

1 健康教育の推進と健康の確保・増進等

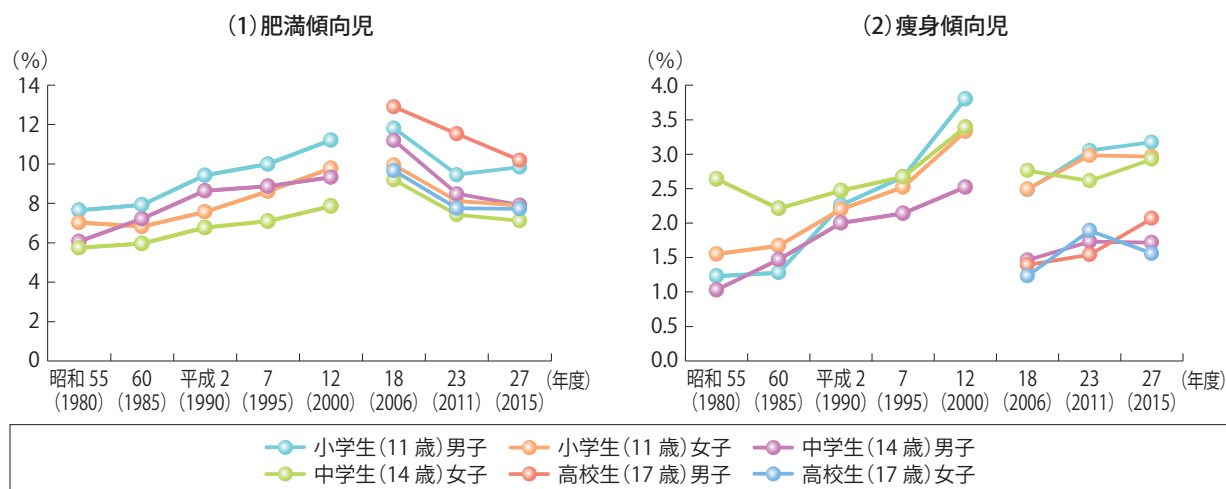
(1) 健康教育の推進

○学校では、養護教諭と関係教職員が連携した組織的な保健指導や、地域の医療機関を始めとする関係機関との連携による救急処置・健康相談・保健指導の充実が図られている。

(2) 思春期特有の課題への対応

◇最近10年、肥満傾向児が減少している一方、痩身傾向児は増加傾向が続いている。

図表15 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率



(出典) 文部科学省「学校保健統計調査」

(注) 1. 平成18年度から算出方法が変更となっている。

2. 性別、年齢別、身長別標準体重から肥満度を算出し、肥満度が20%以上の者が肥満傾向児、-20%以下の者が痩身傾向児。

3. 高校生は平成18年度から調査されている。

○文部科学省は、子供が自らの心と体の健康を守ることができるよう、喫煙や飲酒、薬物乱用、感染症などについて総合的に解説した教材を作成し、小・中・高校などに配布している。

○厚生労働省は、シンポジウムやホームページを活用して、喫煙と飲酒による健康に対する影響についての情報提供を行っている。10代の人工妊娠中絶実施率や、10代の性感染症罹患率、児童・生徒における痩身傾向児割合の減少を実現することなどを目標とし、正しい知識の普及啓発を始めとする各種の取組を推進している。

(3) 妊娠・出産・育児に関する教育

○学習指導要領においては、学校における性に関する指導として、児童生徒が妊娠、出産などに関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取ることができるようにすることを目的とされており、これに基づき学校教育活動全体を通して指導が行われている。

○厚生労働省は、専門的知識を有する医師や保健師等による健康教室や講演会の実施等により、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発を図っている。

(4) 10代の親への支援

○厚生労働省は、妊娠・出産・育児について、医師や助産師などから専門的なアドバイスを受ける機会でもある妊婦健診を受けられるよう、必要な妊婦健診の回数、項目に係る費用の全てについて地方財政措置を講じている。

(5) 安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等

(安心で安全な妊娠・出産の確保)

○厚生労働省は、妊娠や出産に係る経済的負担の軽減や、周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保、不妊治療への支援、妊娠や出産に関する情報提供や相談支援体制の整備、マタニティマークの普及啓発等に取り組んでいる。

(地域における母子保健の充実)

○厚生労働省は、市町村が行う妊産婦・乳幼児に対する健康診査や保健指導といった母子保健事業を推進している。平成27(2015)年度においては、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニー

ズに対して切れ目なく総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の整備等を実施した。

(小児医療・予防接種の充実)

○厚生労働省は、小児初期救急センター、小児救急医療拠点病院、小児救命救急センターの整備の支援や、保護者の不安解消のための小児救急電話相談事業(＃8000)の実施の支援などにより、小児救急医療を含め、小児医療の充実を図っている。

2 子供・若者に関する相談体制の充実

(1) 相談窓口の広報啓発等

○内閣府では、児童虐待、いじめ、ひきこもり、不登校等、子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、専門の相談窓口、相談機関についてホームページにおいて周知を図っている。

(2) 子ども・若者総合相談センターの充実

○内閣府は、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担い得る青少年センターを始めとする公的相談機関などの職員を対象とした研修を実施している。

(3) 学校における相談体制の充実

○文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を図っている。また、教職員を対象とした研修会などを行っている(図表16)。

図表16 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー



(出典) 文部科学省資料

(4) 地域における相談体制の充実

○厚生労働省は、「地域子育て支援拠点」の設置の推進、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所における相談の推進、価値観を共有する同世代の仲間による相談・教育活動の普及促進、障害児通所支援を利用する原則全ての保護者に対する障害児相談支援、子どもの心の診療ネットワーク事業、「労働条件相談ほっとライン」の設置等の取組を実施している。

○消費者庁は、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口を案内する消費者ホットラインについて、平成27(2015)年7月1日から、3桁の電話番号「188」番の運用を開始した。